

よくあるご質問（R6.2時点）

番号	内容	回答
1	「間接撮影」・「直接撮影」の区분이わからないときは、どこに計上するのか。	区분이わからないときは、「間接撮影」に計上すること。
2	デジタル撮影はどのように計上するのか。	「直接撮影」に含めて計上すること。
3	CT検査（断層撮影）はどのように計上するのか。	計上対象外である。
4	定期受診や集団検査を当日受診できなかった等の理由により、個人で他の医療機関を受診し、検査をした人はどのように計上するのか。	感染症法第53条の4に基づき、定期の健康診断を受けるべき者が、期間満了3月以内に健康診断を受け、医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者（事業者・学校長・施設の長など）に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなし、計上すること。未提出の場合は計上対象外である。 例）職場で実施している健康診断ではなく、定期受診している医療機関で検査を行った場合等

※その他、質問があった際は追記します。